

【報告書裏面】

【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による電子決済手段等の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン (BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム (ETH)			
3	リップル (XRP)			
4	ビットコインキャッシュ (BCC又はBCH)			
5	ライトコイン (LTC)			
6	その他			

【注1】 取引の種類

居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

【注2】 取引年月

年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】 電子決済手段等の種類

(1) 電子決済手段等の売買
 売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。
 (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。
 (注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注4】 非居住者の所在国等

取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】 取引金額

以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。

(1) 電子決済手段等の売買
 電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。
 「4.その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

**「電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書」
(一括報告分) 記入の手引 (直近改訂時点：2024年10月)**

1. 報告を要する者

他の居住者と非居住者との間で行われる電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という）をした本邦にある電子決済手段等取引業者等で、①当該媒介等をした電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に加え、②当該媒介等をした電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われた日の属する月中において媒介等をした①以外の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の全部又は一部について、一括して報告する者。

(注) 媒介、取次ぎ又は代理取引については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」の定義を参照のこと。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第13条第6項

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 61番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にはんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書の提出期限

一括して報告しようとする媒介等をした電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われた日の属する月の翌月20日まで

—— 20日にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

- (1) 電子決済手段等の売買に係る決済が外国通貨で行われる場合
決済に用いられる外国通貨を円換算することとし、当該換算は、報告省令第36条第2号の2に定める方法により行うこと。
- (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換が行われる場合
居住者が譲り受ける電子決済手段等を円換算することとし、当該換算は、報告省令第36条の2第2項に定める方法により行うこと。
- (注) 売買又は交換の対象となる電子決済手段等の対価が3千万円に相当する額以下の取引を除くことが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「責任者の氏名」欄
報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選任にあたり肩書は問わない。押印は不要。
- (3) 「担当者氏名（電話番号）」欄
イ. 担当者は本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。
- (4) 「共通項目」欄
【注1】取引の種類
居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、居住者による電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。
【注2】取引年月
年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。
- (5) 「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」欄
「1～4」の区分に従って該当する番号を記入すること。
「4. その他」とする場合には具体的な換算の方法を記入すること。
- (6) 報告書式に関する解説

項目	記入上の留意事項
用語	「電子決済手段等」 「電子決済手段等」とは、外為法第6条第1項第9号に定める電子決済手段及び暗号資産をいう。
	「電子決済手段等取引業者等」 「電子決済手段等取引業者等」とは、外為法第55条の3第2項に定める電子決済手段等取引業者等、すなわち、同法第16条の2に定める電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者をいう。
電子決済手段等の種類	①電子決済手段等の売買 ・ 売買する電子決済手段等の種類のコードをイ欄にのみ記入すること。 ・ 「6 その他」の場合には、電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。 ②電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換 ・ 居住者が譲り受ける電子決済手段等のコードをイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類のコードをロ欄に記入すること。 ・ 「6 その他」の場合には、電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。
非居住者の所在国等	・ 非居住者の所在国等については、報告省令別表第2に規定する国又は地域の番号を記載すること。 ・ 同表に該当する国又は地域の番号がないときは、「999」とすること。

取引金額等	<ul style="list-style-type: none">・電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には報告省令第35条第1号の規定により円換算して記入すること。・電子決済手段等を本邦通貨に換算する場合には、報告省令第36条の2第2項に定める方法により行うこと。
-------	---